

●香川県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和4年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和4年2月28日	アイ・プラス調剤薬局丸亀店	丸亀市三条町1256番地6
令和4年2月28日	アイ・プラス調剤薬局丸亀南店	丸亀市柞原町635番地2
令和4年2月28日	アイプラス調剤薬局土器西店	丸亀市土器町西一丁目1439番地1
令和4年2月28日	アイプラス薬局川西店	丸亀市川西町南1061番地5
令和4年2月28日	アイプラス薬局坂出店	坂出市元町一丁目3762番地4
令和4年4月1日	神原薬局	三豊市山本町辻328番地3